

9 安心安全な地域社会の実現

高齢になっても、住み慣れた地域で、家族を含め安心して暮らしていくためには、各種制度・取組みの活用と関係者間の連携が重要です。

また、それらの情報を提供する相談対応の窓口の充実が求められています。

県は、次の項目により、安心安全な地域社会の実現に向けた取組みを進めていきます。

- (1) 相談体制の充実
- (2) 介護と仕事の両立への支援
- (3) 権利擁護と虐待防止
- (4) 交通安全対策と移動手段の確保
- (5) 地域での防災対策と消費者被害対策

(1) 相談体制の充実

現 状

- 公的福祉サービスについては、これまで高齢者、障がい者、児童等の分野ごとに、それぞれの相談機関により支援の充実が図られてきました。
- 一部の市町村では、複合的で複雑な課題等の解決のため、市町村社会福祉協議会（以下「市町村社協」という。）等住民に身近な機関が窓口となって、多機関が協働・連携して支援する仕組みづくりが進められています。
- 財産・金銭管理、事故・賠償及び成年後見制度など、法律に関わる専門的な相談に対応するため、山形県地域包括ケア総合推進センターにおいて無料の移動法律相談を実施しています。

課 題

- 複合的な課題を抱える個人や世帯に対する適切な支援・対応を行うため、福祉の各分野における相談支援を行う事業者が、相談等を通じて自らが解決に資する支援を行うことが困難な課題を把握した場合には、必要に応じて適切な支援関係機関につなぐことが必要です。
- 2018（H30）年4月に改正された社会福祉法では、市町村が「住民に身近な圏域」において地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備を図ることが規定されており、こうした取組みを促進していく必要があります。
- 2020（R2）年6月に地域共生社会実現のための社会福祉法等が一部改正され、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する市町村の包括的な支援体制の整備を行う新たな事業が創設されたことから、市町村に対し制度の周知を図るとともに取組みを促進していく必要があります。
- 今後も高齢者の増加に伴い、法律に関わる専門的な相談の需要が増えることが予想されます。

深化・推進のポイント

- 包括的な相談支援体制の整備

施策の推進方向

- 県は、市町村と連携を図りながら福祉の各分野における相談支援を担う事業者間の連携を強化し、複合的な課題を抱える個人や世帯に対し適切な支援を行います。
- 県は、市町村が実施する包括的な相談支援体制の構築に資するため、先進事例の情報提供や研修等を通じた人材育成等を支援します。
- 県は、市町村や市町村社協等を対象とした説明会等の開催により市町村の包括的な支援体制整備を支援する新たな制度等の目的、事業内容及び先進事例の情報提供を行い、市町村の取組みを促進します。
- 県は、県庁や総合支庁に設置する相談窓口において、新たな仕組みづくりに取り組む市町村への相談等の対応を行い、市町村の包括的な支援体制構築を支援します。

- 県は、法律的専門性が高く、市町村や地域包括支援センターでは直接相談を受けることが困難な相談を受けるため、無料の移動法律相談を継続実施します。

評価目標

評価目標項目	現状 2019 (R1) 年度	目標	
		2023 (R5) 年度	2025 (R7) 年度
属性や世代を問わない包括的な相談支援窓口を設置する市町村数	12市町村	全市町村	全市町村

(2) 介護と仕事の両立への支援

現 状

- 2017(H29)年就業構造基本調査(総務省)では、本県の介護・看護を理由とする離転職者数は、700人/年(2012(H24).9~2017(H29).9平均)となっています。
- 2019(R1)年山形県労働条件等実態調査結果報告書(県雇用対策課)では、介護休業制度の規定整備状況において、就業規則に規定している事業所の割合は81.4%に対し、介護休業利用者がいる事業所の割合は6.1%に留まっている状況です。
- 2012(H24)年度仕事と介護の両立に関する労働者アンケート調査(厚生労働省)によると、仕事と介護の両立の具体的な不安として、「介護休業等を利用しにくい(人事評価への悪影響、職場の雰囲気)」「仕事を代わってくれる人がいない」といった意見が多く見られます。また、家族の介護により離職した者のうち、5割強が「続けたかった」と回答しており、「続けたくなかった」が2割であったことから就業継続を希望する人が多く見られます。
- また、上記同時期に行った企業アンケート調査によると、仕事と介護の両立支援の取組みに対し、経営トップが積極的にかかわっている企業は約25%となっています。

課 題

- 介護と仕事の両立について、経営トップの理解促進を図るなど、介護休業が取得しやすい職場環境の整備が必要です。また、従業員の介護保険制度等の介護に関する知識や介護休業制度の理解を促進する必要があります。
- 要介護者が自宅での生活を継続していくためには、家族等の支えが有効である場合が多いことから、これら家族等に対する支援が必要です。

深化・推進のポイント

- 介護と仕事の両立支援に向けた職場環境の整備
- 要介護者を支える家族への支援

施策の推進方向

- 県は、介護と仕事の両立について、動画等の活用により、介護休業制度の活用と介護サービスの仕組みの周知を図ります。
- 県は、市町村や地域包括支援センターによる家族介護支援の取組みを支援することで、要介護者の自宅での生活継続に繋げていきます。

(3) 権利擁護と虐待防止

現 状

- 成年後見制度は、認知症や知的障がい等により判断能力が不十分な方が安心して生活できるよう、後見人等が財産管理や介護保険サービスの利用契約などの必要な代行業務を行う制度で、2000(H12)年4月に施行されました。
- 成年後見制度は、法定後見制度と任意後見制度の2つに分けることができます。
- さらに、法定後見制度は、本人の判断能力に応じて「後見」、「保佐」、「補助」の3区分に分けられ、利用開始の申し立てを受けた家庭裁判所が、審判により後見人等を選任します。選任された後見人等は、本人の利益を考えながら、本人を代理して契約などの法律行為をしたり、本人が同意を得ないで行った不利益な法律行為を取り消したりすることによって、本人の利益を保護・支援します。
- 家庭裁判所への申し立ては、本人や四親等内の親族等が行うことができるほか、本人に身寄りがない場合は、市町村長が申し立てを行うことができます。
- 現在、後見人等は、本人の親族のほか、弁護士や司法書士、社会福祉士といった専門職の方が多く受任しています。
- 任意後見制度は、本人に十分な判断能力があるうちに、あらかじめ、判断能力が不十分な状態になった場合に後見人等となる代理人（任意後見人）を自ら選び、公証役場において契約を結ぶことにより、将来に備える制度です。
- 2016(H28)年5月に「成年後見制度の利用の促進に関する法律」が施行され、これに基づき、2017(H29)年3月には「成年後見制度利用促進基本計画」が国において策定されました。県は、市町村が講ずる措置を推進するため、各市町村の区域を超えた広域的な見地から、後見人となる人材の育成、必要な助言、その他の援助を行うよう努めるものとされています。

■ 県内の成年後見申立件数（取消の申立も含む）

	2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (R1)
成年後見総数	350	299	309	296	240	273
うち後見開始	221	214	201	199	188	190
うち保佐開始	101	75	91	86	44	59
うち補助開始	28	10	17	11	4	24
うち市町村長申立	84	81	99	85	76	74

資料：山形家庭裁判所調べ

■ 管理継続中の制度利用者数

後見	保佐	補助	任意後見	合計
1,415人	264人	46人	14人	1,739人

資料：山形家庭裁判所調べ(2019(R1)年)

- 介護保険制度の普及、活用が進む一方で、高齢者に対する虐待が家庭や介護施設などで表面化し社会的な問題となったことから、高齢者虐待防止法（高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する法律）が2006(H18)年4月1日から施行されています。
- 高齢者虐待防止法では、高齢者虐待の防止、高齢者虐待を受けた高齢者の迅速かつ適切な保護及び適切な養護者に対する支援について、市町村が第一義的に責任を持つ役割を担うこととされています。
- 市町村は、地域包括支援センターを中心に関係機関・団体等から構成される高齢者虐待防止ネットワークを構築しており、虐待の防止から個別支援に至る各段階において、当該ネットワークを活用して迅速に対応する体制を整えています。
- 県は、県民に向けての高齢者虐待防止についての周知や啓発、養介護施設従事者等の高齢者虐待の状況や対応措置等の公表のほか、市町村間の連絡調整、情報提供、その他必要な援助、助言を行うこととされています。
- 法律、保健、福祉、医療の関係者、学識経験者及び公募委員らで構成された「山形県高齢者虐待防止県民会議」を2007(H19)年度に設置し、高齢者虐待のない社会の実現をめざして次の「山形県高齢者虐待防止宣言」を採択しています。2016(H28)年度からは、障がい者虐待も含め、「山形県高齢者・障がい者虐待防止会議」を開催しています。

■ 高齢者虐待防止法による高齢者(65歳以上)に対する虐待の定義

虐待の主体	①養護者による高齢者虐待 ②養介護施設従事者等による高齢者虐待	
虐待の分類	①身体的虐待	高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴力を加えること
	②介護・世話の放棄・放任	高齢者を衰弱させるような著しい減食、長時間の放置、養護者以外の同居人による虐待行為の放置等養護を著しく怠ること(養護すべき職務上の義務を著しく怠ること)
	③心理的虐待	高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと
	④性的虐待	高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者にわいせつな行為をさせること
	⑤経済的虐待	養護者又は高齢者の親族が当該高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること

山形県高齢者虐待防止宣言

～高齢者虐待のない社会の実現をめざして～

- 1 高齢者の権利利益を守り、高齢者が尊厳を持って安心して生活を送ることができる社会を目指します。
- 2 家庭、施設での高齢者虐待の防止に向け、地域全体で取り組みます。
- 3 高齢者虐待の問題を誰もが見過ごさず、一人ひとりの問題として県民あげて取り組みます。

平成19年7月27日
山形県高齢者虐待防止県民会議

■ 県内における高齢者虐待の状況（市町村において新規に高齢者虐待が確認された件数を県が集計したもの）

虐待者	2017(H29)	2018(H30)	2019(R1)
養介護施設における従事者等	1件(1人)	0件(0人)	3件(3人)
家庭における養護者	157件(160人)	146件(150人)	156件(165人)

()内は、虐待を受けた人数

資料：県長寿社会政策課調べ

課題

- 高齢者虐待への対応は、早期発見・早期対応が何よりも重要であり、高齢者虐待防止に向けて、迅速に対応するため、各関係機関が連携する市町村ごとの高齢者虐待防止ネットワークの活用とともに、虐待事例に対し、適切に対応できる市町村職員の育成が重要です。
- 虐待防止は、高齢者の権利や尊厳を守るために重要な課題であり、県民一人ひとりが高齢者虐待の問題を身近な問題として認識し、虐待のない社会、高齢者が尊厳をもって安心して生活を送ることができる社会を自ら創っていかうとする機運の醸成が必要です。
- 高齢化の進展により、成年後見制度の利用を必要とする人が今後ますます増えることが見込まれるため、制度の周知・徹底、後見人等の受任者の確保等により成年後見制度の円滑な運用を図る必要があります。
- 後見申立は本人、配偶者、親族のほか市町村長に限られており、利用者にメリットのある制度とするためにも、市町村による権利擁護支援の地域連携ネットワークにおける中核機関の設置が重要になっています。

深化・推進のポイント

- 成年後見制度の活用促進
- 虐待の早期発見・早期対応に向けた関係者間の連携の促進
- 虐待防止に向けた県民一人ひとりの機運の醸成

施策の推進方向

- 県は、成年後見制度を必要とする、すべての人が制度を利用できるよう、家庭裁判所や市町村とともに制度の普及や活用を促進する取組みを進めます。
- 県は、「成年後見制度利用促進基本計画」に係る地域連携ネットワーク整備のための中核機関の設置について、関係機関と連携しながら広域連携も含め市町村の取組みを支援します。
- 県は、社会福祉協議会等が行う法人後見及び市町村等が養成する市民後見人などの取組みと連携し、受任者の確保に努めます。
- 県は、関係機関と連携しながら、各市町村の取組状況の把握や助言を行うとともに、研修会等の開催により市町村の取組みが進むよう支援していきます。また、認知症高齢者対策や高齢者虐待防止対策等と連携し、成年後見制度の更なる周知を図っていきます。

- 県は、各市町村で整備している「高齢者虐待防止ネットワーク」について、その活動がより充実するよう、市町村職員等に対し、先進的な取組み等の紹介や助言を行います。
- 県は、関係機関・団体の連携協力を推進するための高齢者・障がい者虐待防止会議の開催、高齢者虐待の状況や相談窓口を記載したパンフレットの作成・配布等を通じて、高齢者虐待防止について県民意識の醸成を図っていきます。
- 県は、虐待事例の速やかな解決を図るための弁護士、司法書士、社会福祉士等の専門職による相談支援体制の確保、市町村職員、養介護施設従事者等の資質向上を図るための研修会の開催等を通じて、市町村等の取組みを支援します。

評価目標

評価目標項目	現状 2019 (R1) 年度	目標	
		2023 (R5) 年度	2025 (R7) 年度
高齢者虐待対応窓口職員向け研修の受講者数（累計：2015 (H27) 年～）	361人	641人	781人

(4) 交通安全対策と移手段の確保

現 状

- 交通死亡事故については、高齢者の割合が6割以上と高くなっており、高齢運転者が関わった交通事故も発生件数の2割を超えています。

■ 高齢者(65歳以上)の交通事故

	2015(H27)			2016(H28)			2017(H29)			2018(H30)			2019(R1)		
	発生 (件)	うち 高齢者	高齢者 の割合	発生 (件)	うち 高齢者	高齢者 の割合	発生 (件)	うち 高齢者	高齢者 の割合	発生 (件)	うち 高齢者	高齢者 の割合	発生 (件)	うち 高齢者	高齢者 の割合
発生 (件)	6,446	1,315	20.4%	6,136	1,319	21.5%	5,816	1,251	21.5%	5,097	1,075	21.1%	4,292	974	22.7%
死亡 (人)	57	35	61.4%	28	15	53.6%	38	26	68.4%	51	35	68.6%	32	22	68.8%
負傷者 (人)	8,037	1,469	18.3%	7,670	1,465	19.1%	7,244	1,363	18.8%	6,199	1,152	18.6%	5,135	1,049	20.4%

資料: 県警交通企画課

■ 高齢運転者(65歳以上)が関わった交通事故

	2015(H27)			2016(H28)			2017(H29)			2018(H30)			2019(R1)		
	発生 (件)	うち 高齢者	高齢者 の割合	発生 (件)	うち 高齢者	高齢者 の割合	発生 (件)	うち 高齢者	高齢者 の割合	発生 (件)	うち 高齢者	高齢者 の割合	発生 (件)	うち 高齢者	高齢者 の割合
発生 (件)	6,446	1,354	21.0%	6,136	1,350	22.1%	5,816	1,325	22.8%	5,097	1,225	24.0%	4,292	1,117	26.0%
死亡 (人)	57	14	24.6%	28	10	35.7%	38	15	39.5%	51	23	45.1%	32	12	37.5%
負傷者 (人)	8,037	1,714	21.3%	7,670	1,681	21.9%	7,244	1,668	23.0%	6,199	1,490	24.0%	5,135	1,325	25.8%

資料: 県警交通企画課

- 県では、交通安全対策基本法に基づき、第10次山形県交通安全計画(2016(H28)年度～2020(R2)年度)を策定し「高齢者及び子どもの交通安全対策の推進」を6つの重点事項の1つに掲げるとともに、山形県交通安全実施計画を毎年度策定し、各種交通安全対策を推進しています。
- 高齢者が関係する交通死亡事故が一定期間、集中的に発生した際に「高齢者交通死亡事故警報」を発令し、県民への注意喚起を図るとともに、関係機関・団体と一体となり、緊急的な対策を講じています。
- 高齢者の道路歩行中、運転中における危機感受性を高めるため、「交通安全危険予測シミュレータ」を活用した参加・体験型の高齢者交通安全教室を実施するとともに、夜光反射材の着用を呼びかけ、世帯訪問や街頭啓発時に直接貼付する活動を実施しています。
- 近年、高齢運転者による交通事故が社会問題になっており、運転に不安がある方の運転免許証の自主返納者が増加しています。
- 高齢者の運転免許の返納が進み、高齢者を含む交通弱者による地域公共交通の需要が増加している中、路線バスの廃止や減便等により、市町村が運行するコミュニティバスやデマンド交通の導入が進み、市町村の負担が増加しています。
- 県は、地域住民等による移動支援(サービスD¹)等の担い手を養成するため、移動支援講座を開催しています。

¹ 市町村が実施する介護予防・日常生活支援総合事業のうち、介護予防・生活支援サービスの種類の1つで、移動支援や移送前後の生活支援を指す。

課題

- 交通事故の全死者に占める高齢者の割合が高く、また、高齢運転者が関わった交通事故の割合も増加しているなど、高齢者の交通事故の増加が懸念されます。
- 運転免許証の返納等により通院・買い物等の日常生活に支障をきたす場合が想定されます。また、認知症を理由に運転免許を取り消された場合、生活に大きな変化が生じる可能性があります。
- 鉄道、路線バス、コミュニティバス・デマンド交通及びタクシーなどの地域公共交通は、高齢者の通院・買い物等の日常生活を行う上で不可欠な移動手段であるため、これらの確保・維持に努めるとともに、全体の利便性と持続可能性の向上に向け、継続的な見直しをする必要があります。
- 移動支援の担い手が不足しており、地域住民等による移動支援は一部の地区での実施に留まっています。

深化・推進のポイント

- 高齢者の交通安全意識の醸成
- 関係機関との連携による高齢運転者対策の推進
- 地域公共交通ネットワークの確保・維持と効率化

施策の推進方向

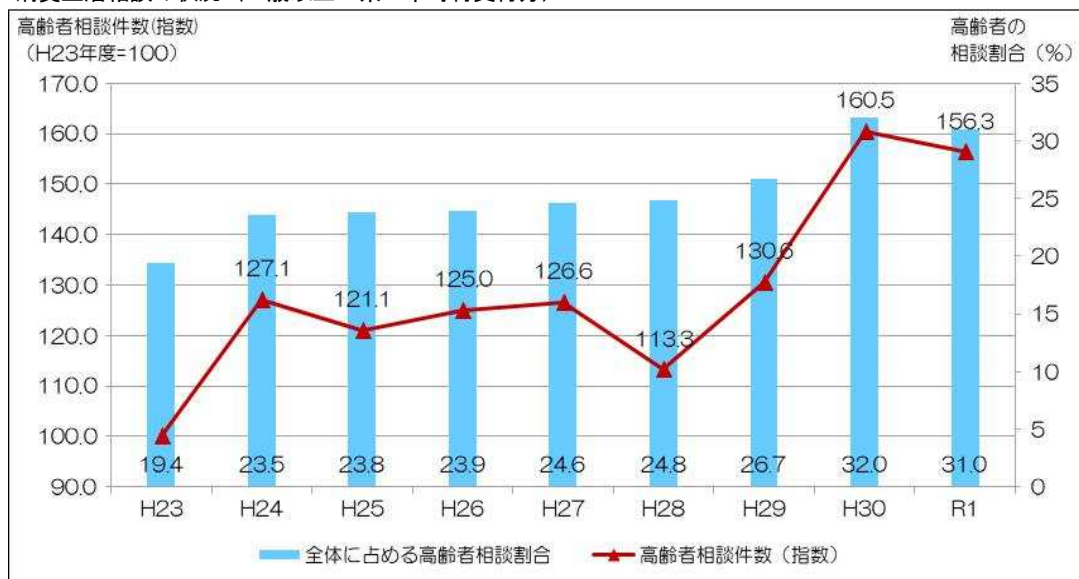
- 県は、高齢者の交通事故防止に向けて、交通ルールへの遵守と交通マナーアップの実践を推進する県民総ぐるみによる交通安全運動を継続して展開します。
- 県は、加齢に伴う身体機能の衰えが、歩行や運転にどのような影響を及ぼすかについて理解を広めるとともに、交通等の状況に応じて、道路を安全に通行するために必要な技術や交通ルールなどを学ぶ交通安全教育を積極的に推進します。
- 県は、関係機関・団体と連携し、個別訪問指導や街頭啓発活動、交通安全教室等における夜光反射材の直接貼付・配布など、高齢者自ら自分を守る意識の醸成と、地域において高齢者を事故から守る意識の醸成を図ります。
- 県は、運転免許証を自主返納した高齢者に対する様々な特典やサービスが受けられる協賛事業者等を募集・登録し、自主返納した方の生活を支援するとともに、運転免許証の自主返納を促進します。
- 県は、交通事業者や市町村に対して地域公共交通の確保維持を図るため運行支援を行うとともに、山形県地域公共交通活性化協議会を通じ、地域の実情に応じたサービスの維持改善に向けた取組みを支援します。
- 県は、引き続き移動支援に係る講座を開催し、移動支援の担い手を養成していきます。

(5) 地域での防災対策と消費者被害対策

現 状

- 災害対策基本法の改正により、災害発生時の高齢者等要支援者の安否確認や避難支援などを的確に行うため、市町村に対し「避難行動要支援者名簿」の作成が義務化されました。
- また、内閣府の「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」では、市町村は、要支援者を、誰が、どのような方法で、どこの避難場所に避難させるかという個別計画を定めておくことが求められています。
- 県は、市町村の避難行動要支援者名簿の整備促進などに資するため「災害時要配慮者支援指針」を2014(H26)年2月に策定しています。
- 2019(R1)年6月1日現在、全ての市町村が避難行動要支援者名簿を作成していますが、個別計画は13市町が策定作業中、12市町村が未策定となっています。
- 市町村は、避難行動要支援者の円滑な安否確認や避難支援等のため、町内会、消防機関、民生委員、社会福祉協議会、自主防災組織等避難支援に携わる避難支援等関係者を定め、要支援者ごとの個別計画の策定及び要支援者を優先的に受け入れる福祉避難所の指定に努めています。
- 災害発生時に、地域住民が自分達の地域は自分たちで守るという自覚、連帯感に基づき自主防災組織を結成し、避難行動要支援者の支援の一翼を担っています。
- 県は、山形県老人福祉施設協議会、山形県老人保健施設協会と協定を締結し、大規模災害時に、要介護者など特別な配慮を要する方を受け入れる避難所等に、介護福祉士や社会福祉士等から構成される災害派遣福祉チーム(DCAT)を派遣し、要配慮者への支援体制を整備しています。
2018(H30)年5月の厚生労働省通知に基づき、従来の高齢者を対象とした取組みから、対象を障がい者等にも拡大するため、関係団体による準備会を設置しネットワークの立ち上げ準備を行っています。
- 県は、災害発生時において、公益社団法人山形県宅地建物取引業協会、公益社団法人全日本不動産協会山形県本部及び公益社団法人全国賃貸住宅経営者協会連合会の協力を得て借り上げ住宅を供給します。また、災害時における応急仮設住宅の建設が速やかに行われるよう、一般社団法人プレハブ建築協会、一般社団法人全国木造建設事業協会及び一般社団法人日本木造住宅産業協会と「災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定書」を締結しています。
- 県は、2017(H29)年3月に第3次山形県消費者基本計画(第2次山形県消費者教育推進計画)を定め、幼児期から高齢期までのライフステージに応じた消費者教育・啓発を推進していくこととしています(2021(R3)年度に新たな計画を策定予定)。
- 当該計画を踏まえ、県は、特殊詐欺や悪質商法など消費生活に係る高齢者被害の未然防止を図るため、地域の団体等から要請を受け職員を派遣する消費生活出前講座や、老人福祉団体等と連携した啓発活動などを実施してきました。
- しかし、そのような中であっても、65歳以上の高齢者からの消費生活相談件数は年々増加傾向にあります。

■ 消費生活相談の状況（65歳以上：県・市町村受付分）



※ 「全体に占める高齢者相談割合」: 県・市町村が受け付けた消費生活相談のうち、高齢者(65歳以上)の相談割合

※ 高齢者相談件数(指数): 平成23年度の高齢者の相談件数を100とした場合の相談件数(指数)

資料: 県消費生活・地域安全課調べ

課題

- 避難行動要支援者の状況変化の把握困難性や個人情報保護意識の高まりなどにより、避難行動要支援者名簿の作成後の見直し及び個別計画の策定がなかなか進まない状況です。
- 自主防災組織については、地域によっては組織化が進まない、又はノウハウ不足などにより実践活動に不安を持つ組織があります。
- 災害発生時において、要支援者に対応する災害派遣福祉チーム員の資質向上が求められます。また、従来の高齢者を対象とした取組みから、対象を障がい者等にも拡大する必要があります。
- 災害発生時において、被災高齢者等の安全で安心な生活環境の確保が求められています。
- 高齢化の進展に伴い、特殊詐欺や悪質商法による高齢者の被害の増加が懸念されます。
- 特に高齢者のみの世帯や日中一人だけになる高齢者についてはターゲットになりやすいと考えられるため、周囲の人が高齢者の消費生活上の異変等に気付くことが必要です。

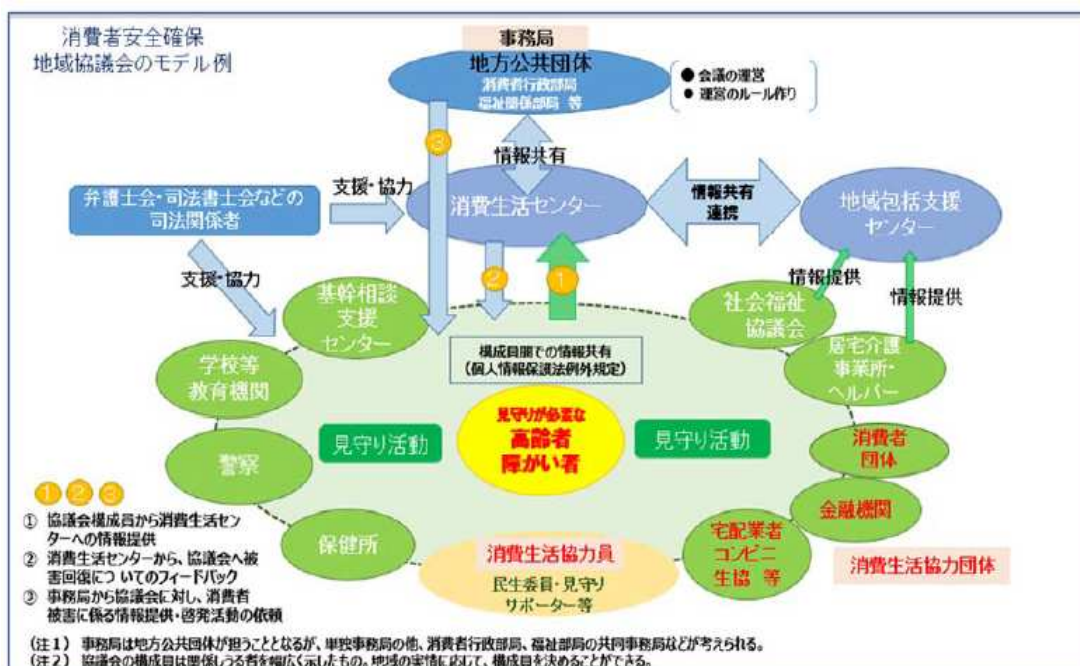
深化・推進のポイント

- 避難行動要支援者に対する支援制度の理解促進
- 災害派遣福祉チームの資質向上
- 関係機関との連携による高齢者に対する消費者被害への理解促進と見守り体制の構築推進

施策の推進方向

- 県は、避難行動要支援者と避難支援等関係者に対して、避難行動要支援者の安否確認や円滑な避難支援ができるよう避難行動要支援者の支援制度について理解促進を図るとともに、市町村に対し避難行動要支援者の個別計画の策定等を促していきます。
- 県は、市町村と連携し、自主防災組織の組織率向上や組織の活動強化、また、要配慮者ができるだけ支障が少なく避難生活ができるよう指定避難所の機能強化や福祉避難所の指定促進について取組みを進めます。
- 県は、災害派遣福祉チーム員の資質向上のための研修会、訓練を実施するとともに、高齢者や障がい者などの災害時要配慮者が、長期間の避難生活の中で、生活機能の低下などの二次被害を防止することを目的とした官民協働による災害福祉支援ネットワークの構築を進めます。また、災害の種類に応じた指定避難所の更なる指定や避難所における要支援者へのきめ細かな対応が可能となるよう避難所運営マニュアルの整備を促進します。
- 県は、応急仮設住宅の借り上げの供給においては、公益社団法人山形県宅地建物取引業協会、公益社団法人全日本不動産協会山形県本部及び公益社団法人全国賃貸住宅経営者協会連合会に対して、応急仮設住宅の建築においては、一般社団法人プレハブ建築協会、一般社団法人全国木造建設事業協会及び一般社団法人日本木造住宅産業協会との協定により、あっせんされた住宅建設業者に対して、必要に応じた戸数のバリアフリー化について要請します。
- 県は、警察、市町村、老人福祉団体等と連携し、各種広報や、出前講座の実施等を通して、高齢者に対する消費者教育・啓発を推進します。
- 県は、介護サービス提供事業者など福祉関係者との連携により、高齢者の消費者被害を防止するための見守りを推進します。また、高齢者の消費者トラブル防止のための市町村における「消費者安全確保地域協議会」の設立に向け支援します。

■ 消費者安全確保地域協議会のモデル例



出典：消費者庁「消費者安全確保地域協議会設置の手引き」